

## ～特別償却制度をご存知ですか？～

今回は、令和3年3月末まで実施される、医師及び医療従事者の働き方改革推進に係る特別償却制度についてご案内いたします。

### ●特別償却制度とはどのようなものですか？

平成31年度から、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する一定の設備等について、特別償却ができるようになってきました。これは、設備等を取得した初年度に、普通償却に加え特別償却として取得価額の15%を前倒して減価償却できるという制度です。本県での利用例はまだありませんが、全国的には、電子カルテや勤怠管理システム等の導入・リニューアルに際して利用している医療機関がいくつかあります。

※対象となる設備等の詳細は、当センターホームページ、ニュースレター（第13号、第14号）や当センターへのお問合せでご確認ください。

なお、「特別償却（設備投資への支援措置）」の制度は、他に、地域医療構想の実現のための建物及びその付属設備（特別償却8%）、高額な医療用機器（500万円以上のもの：特別償却12%）についても令和3年3月末まで実施されています。

### ●要件はあるのですか？

①医師が時間外労働をしていること

時間外労働時間削減の対象となる時間外労働をしている医師がいることが要件となります。

②医師等勤務時間短縮計画を設備等の取得前に作成していること

医師等勤務時間短縮計画の作成も要件です。この計画は、設備等を取得する前に当センターの助言を受けて作成することとなっています。当該計画の参考様式を当センターホームページに掲載していますので、こういった計画を策定すればよいか、ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。

### ●利点があるのですか？

特別償却は、減価償却を前倒して償却するので、設備等取得の初年度の税金を安くすることができます。償却期間全体で考えると損得はありませんが、設備投資の初年度に係る税負担を和らげることによって、その年度のキャッシュフローを改善することができます。それぞれの医療機関の実情に合わせて制度の利用を考えてみてはいかがでしょうか。

### 例【〇〇病院の場合】

◆医師時間外3か月平均：月約5時間

◆医師の労働時間削減に向けた取組内容：

6年前に導入した電子カルテをリプレースすることで、PC処理能力の向上による時間短縮を行い、医師の労働時間を短縮する

◆取得する器具・備品・ソフトウェア：

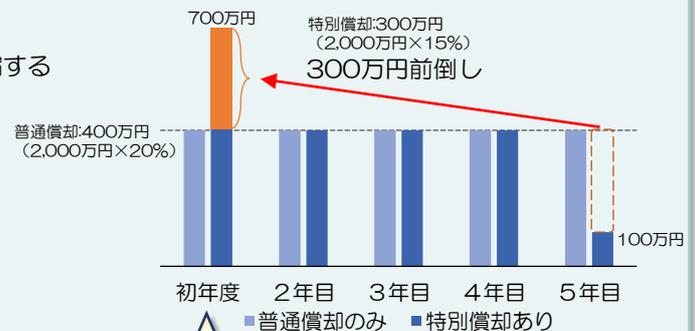
（製品名）電子カルテシステム

（効果）随時、かつ全メンバー同時の情報共有を可能とし、情報共有に係る時間を圧縮できる

<前提条件>

1. 減価償却前の所得：3,400万円
2. 実効税率：30%
3. 対象設備：ソフトウェア（耐用年数5年、償却率20%）
4. 取得価額：2,000万円

【定額法による償却額推移の図表】



- 普通償却のみ（初年度）  
税額 (3,400万円-400万円)×30%=900万円
- 特別償却あり（初年度）  
税額 (3,400万円-700万円)×30%=810万円



特別償却制度でわからないことがありましたら、当センターまでお問合せください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

### TEL 088-822-9910

平日（祝日、年末年始を除く）8：30 ～ 17：15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail [kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境のことならお任せ

